

品川区保育所等特別支援保育巡回相談実施要綱

制定 令和 8 年 4 月 1 日 区長決定

要綱第 130 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の区域内の特別支援の取り組みを実施する施設または事業（以下「保育所等」という。）に在籍する乳幼児の健全な発育に寄与し、保育・教育の質の確保・向上等のため、巡回相談員が保育所等に対する指導、助言および相談（以下「巡回相談等」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 巡回相談等は、区の区域内に所在する次に掲げる保育所等に勤務する職員を対象とする。

(1) 認可保育所および認定こども園

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。
イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

(2) 地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項の規定により、区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業

(3) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号）に規定する東京都認証保育所

(4) 私立幼稚園

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人または

学校教育法附則第6条の規定により学校法人以外の者が設置する同法第1条の幼稚園

(巡回相談員の設置)

第3条 巡回相談等を実施するため、巡回相談員を設置する。

2 巡回相談員は、障害のある児童の保育・教育に関する知識および技能を有する医師、公認心理士、臨床発達心理士、臨床心理士ならびに学校心理士のうちから、区長が委嘱する。

3 委嘱の任期は、区長が委嘱した年度の末日までとし、再任を妨げない。

(実施内容)

第4条 巡回相談等の実施内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 巡回相談員は保育所等を巡回し、職員の相談に応じ、保育・教育に関する事項の指導、助言および相談を行う。

(2) 巡回相談員は、保育所等における保育・教育状況を観察し、当該施設に勤務する職員に対し、課題解決に向けた支援を行う。

(実施回数・実施対象施設)

第5条 巡回相談等の実施回数・実施対象施設は、施設の状況に応じ、別に定める。

(報告)

第6条 巡回相談員は、指導・助言内容等を報告書により速やかに報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 巡回相談員は、事業の実施にあたり知り得た情報を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。